

資料番号

総務 1

令和 4 年 6 月 9 日

課 名 総務局総務課

担当者 課長 八剣

内 線 2210

令和 4 年広島県議会 6 月定例会

提 案 見 込 事 項

令和 4 年 6 月 9 日

総 務 局

1 令和4年度一般会計歳入歳出補正予算

歳入歳出補正予算

現計予算額	1,144,020,000 千円
今回補正額	35,230,078 千円
累計額	1,179,250,078 千円

(1)歳入補正予算

(単位:千円, %)

款 別	現計予算額	補 正 額	計	対前年 同期比
県 税	340,294,048	0	340,294,048	109.0
地 方 消 費 税 金 地 清 算	125,099,000	0	125,099,000	101.2
地 方 譲 与 税	52,022,602	0	52,022,602	152.4
地 方 特 例 交 付 金	1,357,000	0	1,357,000	81.1
地 方 交 付 税	185,006,000	0	185,006,000	102.4
交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金	500,000	0	500,000	100.0
分 担 金 及 び 金 負 担	6,558,877	0	6,558,877	99.8
使 用 料 及 び 料 手 数	9,695,830	0	9,695,830	98.6
国 庫 支 出 金	165,091,326	32,929,201	198,020,527	80.2
財 産 収 入	1,204,455	0	1,204,455	23.0
寄 附 金	99,557	3,613	103,170	74.1
繰 入 金	51,782,271	2,257,881	54,040,152	99.8
繰 越 金	1	0	1	100.0
諸 収 入	102,624,633	39,383	102,664,016	95.7
県 債	102,684,400	0	102,684,400	68.3
合 計	1,144,020,000	35,230,078	1,179,250,078	95.6

(2)歳出補正予算

(単位:千円, %)

款 別	現計予算額	補 正 額	計	対前年 同期比
議 会 費	2,120,099	0	2,120,099	99.9
総 務 費	53,846,097	980,429	54,826,526	84.8
民 生 費	141,602,706	435,499	142,038,205	104.8
衛 生 費	125,026,791	29,701,316	154,728,107	74.2
労 働 費	3,659,449	6,390	3,665,839	106.6
農 林 水 産 業 費	29,986,918	208,242	30,195,160	101.7
商 工 費	102,315,567	3,315,913	105,631,480	93.1
土 木 費	103,646,456	72,855	103,719,311	106.1
警 察 費	64,567,172	124,870	64,692,042	102.6
教 育 費	187,775,718	384,564	188,160,282	99.1
災 害 復 旧 費	28,174,198	0	28,174,198	144.9
公 債 費	147,888,766	0	147,888,766	100.0
諸 支 出 金	152,410,063	0	152,410,063	98.2
予 備 費	1,000,000	0	1,000,000	38.5
合 計	1,144,020,000	35,230,078	1,179,250,078	95.6

2 総務委員会関係分（総務局・局外）

（1）総括表

（単位：千円，％）

区 分		現計予算額	補 正 額	計	対前年 同期比
歳 入	県 税	340,294,048	0	340,294,048	109.0
	地 方 消 費 税 金	125,099,000	0	125,099,000	101.2
	地 方 譲 与 税	52,022,602	0	52,022,602	152.4
	地 方 特 例 交 付 金	1,357,000	0	1,357,000	81.1
	地 方 交 付 税	185,006,000	0	185,006,000	102.4
	交 通 安 全 対 策 金 交 特 別 交 付 金	500,000	0	500,000	100.0
	分 担 金 及 び 金 負 担	633,000	0	633,000	89.8
	使 用 料 及 び 料 手 数	83,681	0	83,681	99.3
	国 庫 支 出 金	443,238	0	443,238	79.5
	財 産 収 入	584,180	0	584,180	12.6
	寄 附 金	0	3,613	3,613	23.2
	繰 入 金	36,204,760	1,898,369	38,103,129	91.7
	繰 越 金	1	0	1	100.0
	諸 収 入	7,547,932	0	7,547,932	96.8
	県 債	26,933,400	0	26,933,400	32.9
合 計	776,708,842	1,901,982	778,610,824	98.6	
歳 出	議 会 費	2,120,099	0	2,120,099	99.9
	総 務 費	40,356,935	83,172	40,440,107	83.7
	警 察 費	60,559	0	60,559	87.2
	教 育 費	54,447	0	54,447	89.4
	災 害 復 旧 費	0	0	0	—
	公 債 費	147,887,898	0	147,887,898	100.0
	諸 支 出 金	152,410,063	0	152,410,063	98.2
	予 備 費	1,000,000	0	1,000,000	38.5
	合 計	343,890,001	83,172	343,973,173	96.5

(2) 補正予算の内容

(単位:千円)

款・項・目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国支出金	県債	その他		
(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	6,000,264	41,646	6,041,910	0	0	寄付金 3,613	38,033	1. 庁舎管理費 18,094 2. 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 23,552
(目) 事務所運営費	564,678	13,144	577,822	0	0	0	13,144	1. 総務事務所等運営費 13,144
(項) 企画費 (目) 研究開発費	3,729,390	28,382	3,757,772	0	0	0	28,382	1. 総合技術研究所管理運営費 28,382

3 予算以外の議案

(1) 条 例

ア 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(内 容)

雇用保険法等の一部改正に伴い、国家公務員の取扱いに準じて、失業者の退職手当の対象者が事業を開始した場合において、事業終了後に手当を受給することができる特例を設けるなど関係規定を整備

(施行期日)

公布の日。ただし、基本手当の受給資格者が事業を開始した場合の特例が設けられたことに伴う改正については令和4年7月1日、その他必要な規定の整理については令和4年10月1日

イ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(内 容)

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、育児休業に関する相談体制の整備を行うなど勤務環境の整備に関する措置等に係る関係規定を整備

(施行期日)

公布の日。ただし、その他必要な規定の整理については令和4年10月1日

ウ 広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(内 容)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定により、農林水産物又は食品が輸出先国の輸入条件に適合していることを示す証明書の発行等が可能になったことに伴う輸出証明書発行及び適合施設認定手数料を新設

(施行期日)

公布の日

エ 広島県税条例の一部を改正する条例

(内 容)

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改正

税 目	主な内容
(ア) 個人県民税	a 退職手当等のある一定の配偶者等がいる公的年金等受給者について、その者の扶養親族等申告書への記載事項を追加 b 所得税における住宅ローン控除の見直しに合わせて、個人県民税の税額控除の適用期限等を延長 c 個人県民税の上場株式等の配当所得の課税方式等を所得税に一致させる見直し
(イ) 不動産取得税	・ 不動産を取得した場合の申告書について、取得から 60 日以内に登記申請等をした場合にはその提出を不要とする等の見直し

(施行期日)

令和 5 年 1 月 1 日。ただし、(イ) は令和 5 年 4 月 1 日、(ア) c は令和 6 年 1 月 1 日

オ 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

(内 容)

地方拠点強化税制をはじめとした企業の地方拠点の強化を促進する特例措置が延長されたこと等を踏まえ、本社機能を有する施設を新設又は増設した認定事業者に対する事業税及び不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用期限を延長するとともに、その適用要件を緩和

(施行期日)

公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用

カ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例及び広島県中山間地域振興条例の一部を改正する条例

(内 容)

令和 2 年国勢調査に基づき、新たに県内の一部（旧安浦町及び旧佐伯町）が過疎地域の区域とされたことを踏まえ、過疎地域の区域の定義を見直し

(施行期日)

公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用

(2) 人事案件

ア 広島県人事委員会委員の選任の同意について

(内 容)

委員 3 名中 1 名の任期満了に伴う後任委員の選任

(3) その他の議案

ア 179条専決処分報告

広島県税条例等の一部改正について

(内 容)

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改正

税 目	主な内容
(ア) 法 人 事 業 税	a ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しに伴い、課税標準や適用する税率等を規定 b 外形標準課税対象法人の法人事業税所得割について、800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止
(イ) 不動産取得税	・ 住宅用土地に対する不動産取得税の軽減を受けることができる要件のうち、土地の取得から住宅の新築までの期間に係る要件の特例措置を令和6年3月31日まで延長

4 報告事項

(1) 180条専決処分報告

ア 損害賠償額の決定について

(内 容)

交通事故及び施設管理の瑕疵による事故の損害賠償額の決定 2件